

千葉市監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（19千監（住）第4号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成19年12月21日

千葉市監査委員	古川 光 一
同	大 島 有紀子
同	上村井 真知子
同	石 井 茂 隆

第1 請求の受付

1 請求の要旨

1 . 損害賠償請求

1) 千葉市及び財団法人千葉市都市整備公社が発注した建設工事について、その入札参加業者が独占禁止法に違反して千葉市に生じた損害について、千葉市監査委員は損害賠償金などを2004年10月31日までに請求すること、などの勧告(16千監第11号 平成16年7月1日)を千葉市長に行った。

2) 千葉市は2004年10月26日、78社に損害賠償金(土木 - 1588百万円、舗装 - 312百万円)およびこれらの遅延損害金(竣工払日の翌日から損害賠償金支払日までの日数に応じ民事法定利率5%)との合計額を請求し、納期限を同年12月24日とする内容を公表した。

3) 千葉市は平成17年第1回定例市議会(2005年2月)において、損害賠償について合意に達した入札参加業者には和解による解決を、合意に達しない入札参加業者への措置については、別に報告するむね説明し、承認された。

合意に達しない入札参加業者は、「業者の状況」によると、株式会社市原組(損害請求額 - 55,009,178 円)、有限会社大松工務店(損害請求額 - 3,789,240 円)、東康建設株式会社(損害請求額 - 16,711,007 円)、株式会社原工務店(損害請求額 - 13,657,822 円)の4社で、合意に達しない理由について、4社は、それぞれ倒産、廃業もしくは資産のないため債権の回収ができない、と千葉市が説明した。(証 - 1)

4) 株式会社市原組(以下市原組という)は、公正取引委員会が独占禁止法違反で勧告した後、営業権を株式会社北総建設に譲渡して、商号を杉山不動産開発株式会社に変更した上で代表取締役が清算人に就任している。

しかしながら、平成15・16年度及び平成17・18年度建設工事等入札参加資格者名簿には市原組が存在し、建設工事について千葉市は市原組に従前と同様に発注していることが、「(株)市原組に対する発注状況(平成15年度から平成18年度)」で確認された。(証 - 2、3)

また、同社ホームページには、1948年3月に創業し、今日まで企業が継続している旨の沿革を掲載している。(証 - 4)

5) 千葉市は、市原組に対する千葉市の債権を回収しない理由について、今日存在している市原組は債務者でなく、また、請求債権は時効により消滅したため、保全も回収もなされていない、と千葉市「不開示決定通知書」の開示しない理由で説明した。(証 - 5)

2 . 違法行為

損害賠償金および遅延損害金の請求は、債権者である千葉市の債務者への正当な権利であり、債権の回収について、市長は誠実管理執行義務を負っている。

損害賠償請求権が時効によって消滅している、とする千葉市の説明は、故意もしくは過失によって時効が完成したという外なく、千葉市監査委員による勧告（16千監第11号 平成16年7月1日）千葉市議会への説明責任（平成17年第1回千葉市議会 議案第65号の提案説明）がある事件として、千葉市は重大な関心を持って対処する責務があった。

しかしながら、

千葉市は市原組および経営者の資産調査を十分に行わず、
損害賠償訴訟の提起による時効の停止などの手段を講じることせず、
営業権譲渡と商号変更による新市原組の営業の継続手続きに対して、資産の隠匿、株主、経営者の重複など偽装倒産の疑いがある行為について十分な調査を行うことなくこれを認めた。

千葉市自ら、市原組新・旧会社に千葉市登録番号（業者番号）842453番を承継し、あたかも、同じ市原組が継続して営業しているかのように見せかけるという理解できない行為をおこなった。

新市原組に対しては、前年度まで公共工事实績がないことから、入札参加資格に反しているにもかかわらず、旧市原組と同じ土木Aの参加資格を認め、千葉市工事を発注した。

これらの行為は、最終権限者である千葉市長および債権管理、契約行為に責務のある財政局長ほか担当職員がその職務を怠ったと言うほかなく、その結果千葉市は市原組の偽装倒産を追認する誤りをおかし、債務の回収をできなくし千葉市に損害をもたらした、その責は免れない。

結語

よって監査委員は、市原組に対する債権回収を怠っている千葉市長に対し、次のとおり勧告することを求める。

「(株)市原組に対する債権回収の再精査と、十分な回収措置をおこなうこと。また債権回収の最終権限者である市長および業務を怠った担当職員に対し、債権相当額（損害請求額 - 55,009,178 円 + 遅延損害金）の損害賠償を請求すること。」

以上、地方自治法242条第1項の規定により、事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

（以上、原文のまま掲載）

（別紙「事実証明書」略）

2 請求人

千葉市中央区中央3-15-6 渚法律事務所内

市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉

同 村越 啓雄

3 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成19年10月26日付けで監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

千葉市（以下「市」という。）は、旧市原組（平成16年3月12日前の名称は株式会社市原組、同日以後杉山不動産開発株式会社に名称変更した会社をいう。以下同じ。）に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第25条又は民法（明治29年法律第89号）第709条に基づく損害賠償請求権について、その行使を違法又は不当に怠っているか否か。

さらには、上記損害賠償請求権の行使を妨げられたことによる損害賠償請求権について、その行使を違法又は不当に怠っているか否か。

2 監査対象部局

財政局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成19年11月20日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は新たな証拠を提出するとともに、請求内容の補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、財政局職員が立会った。

4 請求書の訂正内容

請求書中「1.損害賠償請求 5)」に記載の「今日存在している市原組は債務者でなく」は、証-5の不開示決定通知書の記載内容から確認したものではなく、市からの説明の中で確認したものに、「2.違法行為」に記載の「債務の回収」を「債権の回収」に訂正した。

5 関係職員等の陳述

平成19年11月20日に財政局職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 旧市原組に対する損害賠償請求等の経緯について

市が、旧市原組に対し独禁法第25条に基づき行った損害賠償請求及び旧市原組の資産調査等の経緯は、次のとおりである。

平成14年	10月30日	公正取引委員会が、土木一式工事及びほ装工事の入札参加業者124社に対し、排除勧告
	12月4日	公正取引委員会が、排除勧告応諾業者122社に対し、勧告審決
平成15年	10月8日	公正取引委員会が、旧市原組を含む81社に課徴金納付命令
	12月11日	上記課徴金納付命令について、公正取引委員会が、審判開始請求を行った旧市原組を含む20社に対する審判開始決定
平成16年	3月12日	旧市原組が株式会社北総建設（以下「北総建設」という。）に営業譲渡及び「株式会社市原組」の商号を譲渡し、「杉山不動産開発株式会社」と商号変更
	3月22日	旧市原組が株主総会で解散を決議
	5月7日	住民監査請求書が提出される
	7月1日	市監査委員の勧告「課徴金納付命令の対象となった土木工事143件、ほ装工事77件について、損害額を算定し、平成16年10月31日までに損害賠償請求を行うこと。」なお、「現在、課徴金納付命令について審判中の土木工事、ほ装工事についても審決が確定した場合は、速やかに損害賠償請求を行われたい。」との意見を付している。
	10月26日	旧市原組を含む78社宛に損害賠償請求書を送付
平成17年	1月5日	戸籍謄抄本及び住民票を確認
	2月15日	民間調査会社から旧市原組の資産調査結果受領（1月6日調査依頼）
	2月18日	旧市原組の清算人から聴取（1回目）
	2月23日	74社との間の損害賠償請求に係る和解議案提出（3月18日議決）
	3月16日	旧市原組の清算人から聴取（2回目） 旧市原組の平成16年決算報告書及び当時債権を有していた相手方に対する平成17年3月1日付債権放棄通知書で発送日が平成17年3月16日であるものの写しを受領（聴取の後に提出）
	6月27日	旧市原組の課税及び納税状況の照会（6月30日回答）

- 7月 1日 旧市原組の法人市民税及び固定資産の照会（7月4日回答）
不動産登記簿の全部事項証明書確認
7月25日 旧市原組に対する課徴金納付命令審決
12月 4日 独禁法第25条に基づく損害賠償請求権の時効成立（排除勧告審決から3年を経過）
12月26日 旧市原組の清算結了

（2）旧市原組の営業譲渡について

旧市原組は、平成16年2月25日付けで北総建設と営業譲渡契約を締結し、同年3月12日、旧市原組の営業のうち、土木建築請負業、港湾貨物及び陸上貨物の運送業、産業廃棄物処理業を譲渡するものとし、譲渡財産としては、営業権、市原組の商号、営業権譲渡契約書別紙の「移転資産負債一覧表」記載の債権債務及び同契約書別紙の「転籍予定社員一覧表」記載の社員に係る労働債務とするものであった。

譲渡価額については、営業権は5,000万円と、固定資産は譲渡日現在における償却後残高を基準に両者協議のうえ決定するとし、その他の債権債務は譲渡日現在の「資産負債一覧表」の金額とすることとなっていた。

なお、北総建設は、旧商法（明治32年法律第48号）第26条第2項の規定に基づく免責登記を行っていた。これに合わせて同日付けで北総建設は、商号を「株式会社市原組」に変更した（以下、この会社を「新市原組」という。）。

旧市原組は、「杉山不動産開発(株)」に商号変更し、平成16年3月22日に株主総会において解散の決議をし、同社の代表取締役が清算人に就任した。

（3）旧市原組に対する損害賠償請求について

市は、平成16年10月26日に旧市原組に対し、損害額4,644万7,377円に遅延損害金（市発注の工事については各工事の竣工払い日の翌日から、千葉市都市整備公社発注の工事については市が同公社に各工事の委託料を支払った日の翌日から、損害賠償金支払の日までの日数に応じ民事法定利率年5%の割合を乗じて計算した額）を加えた額の損害賠償請求を行ったが、同社が請求に応じなかったため、民間調査会社による調査を行うとともに、清算人の事情聴取を行い、同社の資産状況の調査、納税状況等の調査を行ったが、旧市原組には資産がなかったため、訴訟提起をしなかった。

（4）公正取引委員会の課徴金納付命令の審判について

公正取引委員会は、平成15年10月8日に81社に対し課徴金納付命令を行ったが、旧市原組を含む20社が上記命令に対する審判手続の開始の請求を行い、同年12月11日に審判開始決定を行った。

旧市原組については、平成16年2月4日から同年12月13日の間に計11回の審判手続が行われ、平成17年7月25日に平成15年10月8日の課徴金納付命令と同旨の審決があった。

なお、残りの１９社についても、平成１５年１０月８日の課徴金納付命令と同一の審決が行われている。

２ 監査対象部局の説明

（１）住民監査請求の期間制限について

本件監査請求は、損害賠償請求債権の回収を怠る事実が違法ないし不当であることから、当該債権の回収を求め、あるいは、回収を怠り時効消滅させたことが違法ないし不当であることから市長及び担当職員（以下「市長等」という。）に損害賠償を請求することを求めるというものであるが、平成１９年４月２４日最高裁判決によれば、このような怠る事実に係る住民監査請求は、当該怠る事実の終わった日を基準として自治法第２４２条第２項の１年の監査請求期間の制限にかかることになる。

本件監査請求は、当該怠る事実が終わった日、すなわち当該損害賠償請求権が時効により消滅した平成１７年１２月４日から１年の監査請求期間を大幅に経過した後提出されたものであるから、不適法なものとして却下されるべきである。

（２）旧市原組に対する損害賠償請求について

市は、旧市原組が杉山不動産開発㈱に名称変更し清算手続中であったので、次のとおり債権の回収のための資産調査を行った。

ア 請求先について

旧市原組は、北総建設との営業譲渡契約により平成１６年３月１２日に商号変更しており、平成１６年１０月７日、法人登記簿を取得して確認したところ、平成１６年３月２２日に株主総会の決議により解散しているものの登記は閉鎖されておらず、同社の代表取締役が清算人となっていた。

また、新市原組の法人登記簿を確認したところ、旧市原組の債務に関する免責登記がなされており、営業譲渡契約書によっても、引き継ぐこととされている債務の中に損害賠償金の記載はなかった。

上記手続は、いずれも法令の規定に基づいて行われており、かつ必要な登記も経ていたため、市は、旧市原組に対して損害賠償請求を行った。

イ 資産調査等について

市は、平成１６年１０月２６日に損害賠償請求を行ったが、市の請求に応じなかった旧市原組に対し、債権を回収するため、民間調査会社による調査を行うとともに、清算人に対する面談を行い会社の状況を確認し、関係書類を提出させたほか、納税状況等の調査を行った。その結果は次のとおりであった。

（ア）平成１６年１２月、再度旧市原組の法人登記簿を取得して確認したところ登記は閉鎖されていなかった。

（イ）平成１７年２月の民間調査会社による調査の結果、旧市原組が所有する不動産は確認できず、債権債務状況も「公表得られず判明しない」との結果で

あり、同月時点の旧市原組の資産及び清算の状況は全くわからなかった。

営業譲渡した理由については、「当社の若返りとイメージアップを図るため」とされている。

- (ウ) 平成17年2月及び3月に清算人と面談して聴取した結果、「清算中であり資産がないため支払えない」、「決算上の未収金については、相手先が破産するため、債権放棄をする予定であり、実質的には資産がない状況である」とのことであった。

また、清算人は、談合はしておらず損害賠償請求に応じる意思はない旨述べていた。

- (エ) 平成17年3月に清算人から提出された資料を確認したところ、決算報告書(平成16年2月23日から同年12月31日までのもの)によれば、約1億4,200万円の未収金、仮払金、貸付金の資産があったが、その大半が貸倒引当金として計上されているとともに、約6,900万円の損失が生じていた。

そして、貸倒引当金として計上されていた未収金等は、平成17年3月1日付けの債権放棄通知書により債権放棄されていた。

この債権放棄について、旧市原組の清算人は、平成17年3月16日の事情聴取において「決算上の未収金については、相手先が破産するため、債権放棄をする予定である」と述べており、同日以降、同人から債権放棄通知書が提出された。

債権放棄の相手方の1社について、民間調査会社による調査の結果には、「多額の借入金を抱え財務内容は悪化していた」との記述があり、また、他の1社については、営業をやめて店舗を取り壊すという状況が確認された。

以上のことから、本件債権放棄は、当該未収入金等が回収不能であり財産的価値がないためになされたものであると考えられ、また、他に、当該未収入金等が回収可能だと判断できる資料を確認することはできなかった。

- (オ) 平成17年6月及び7月に行った課税納税状況調査の結果、平成15年度及び16年度に固定資産税を納付していることが確認されたが、固定資産の明細についての調査によって課税対象不動産を確認し、当該不動産について登記簿謄本を確認したところ、当該不動産については全て平成15年12月から平成16年2月までの間に売買による所有権移転登記がなされており、旧市原組が所有する不動産は無かった。

以上のとおり、市は、旧市原組に対する損害賠償請求に係る債権を回収するため必要な調査、検討を行い、その結果によれば、旧市原組に対する損害賠償請求債権を回収することは不可能であったものであり、回収できなかったことについて違法不当な点はない。

- (3) 営業譲渡について

市は、旧市原組と北総建設との間の営業譲渡契約の内容を検討したが、その内

容は、旧市原組の営業のうち、土木建築請負業、港湾貨物及び陸上貨物の運送業並びに産業廃棄物処理業の各営業（以下「本営業」という。）を北総建設に譲渡することとし、譲渡財産としては、本営業に関する営業権及び商号、営業権譲渡契約書別紙「移転資産負債一覧表」に記載の債権債務並びに同契約書別紙「転籍予定社員一覧表」に記載の社員に係る労働債務とし、これらを営業権については5,000万円と評価し、その他の資産負債は時価純資産額によるものとなっていた。

市としては、本件営業譲渡が本営業を不当に低い対価で譲渡するものであるとする根拠を把握することができなかった。

また、本件営業譲渡の内容は、資産を北総建設に譲渡するとともに、負債も同社に承継させるものであり、北総建設に旧市原組の債務を弁済させるために資産をも譲渡する実質を有しており、債務を免れることを実現するための内容とはなっていなかった。

確かに、本件営業譲渡では、市に対する損害賠償債務や課徴金納付債務は対象とされていないが、本件営業譲渡が行われたのは平成16年3月12日であり、市の損害賠償請求日（平成16年10月26日）以前、さらに、市長に損害賠償請求を求める住民監査請求の提起日（平成16年5月7日）以前である。

市は、監査委員の勧告（平成16年7月）前には損害賠償請求に消極的であったのであって、かかる時期において、市からの損害賠償請求を予測し、これを免れる目的で営業譲渡したとは考えられなかった。

また、課徴金債務は、平成15年10月8日に旧市原組に対して公正取引委員会から課徴金納付命令が発せられたが、これに対し旧市原組は審判開始の請求をし、公正取引委員会が平成15年12月11日に審判開始決定をしたことにより上記命令は失効し、営業譲渡当時、旧市原組は課徴金納付の債務を負っていたわけではなく、これらを承継対象としていないことをもって不当ということはできなかった。

さらに、本件営業譲渡では、北総建設が旧市原組から商号を譲り受けることにしており、このため北総建設は商法所定の免責登記を行っているが、北総建設が旧市原組の負債を全て承継するものでない以上、特に不自然ということとはできなかった。

そして、新市原組が本件営業譲渡により承継しない債務の一部を自ら履行しているような事実は無く、免責登記による対外的表示と矛盾する行動をとっていることも確認できなかった。

また、営業譲渡の内容の検討とは別に、市は、前記のとおり、民間調査会社に委託し、旧市原組の会社解散後の資産状況を調査したが、当該調査では旧市原組の過去の資産状況の推移をも調査した。

当該調査結果によれば、平成14年12月期決算では、当期末処理分利益が2億289万2,000円であり、現預金も2億9,089万7,000円を有し、

債務超過では全くなかった。

また、本件営業譲渡直前の平成15年12月期決算の状況は、調査会社の調査では不明であったが、市が旧市原組の清算人の同意を得て行った税務調査では、平成15年12月期決算の営業年度において法人税を申告納付していることが確認され、同営業年度においても相応の利益を上げており、債務超過の状況であったとは考えられなかった。

このことから、旧市原組の資産状況からすれば、同社が債務を免れる目的で営業譲渡したと見る客観的状況を確認できなかった。

また、旧市原組及び北総建設の法人登記簿によれば、その役員構成は、清算人及び北総建設の代表取締役のほか、数名が時期的に重複して両者の役員となっていたり、あるいは相互に入替わっている時期もあるなど、両者は関連があるものと考えられるが、北総建設は、営業譲渡の4年前である平成12年7月に設立されており、債務を免れるために新たに設立されたと見る余地は無かった。

以上のとおり、本件営業譲渡が債務を免れることを目的としていたとの確証が無かったのであるから、新市原組に対する請求や損害賠償請求訴訟を提起しなかったものであり、そうしたことについて違法不当な点はない。

3 判断

(1) 請求内容について

請求人は、請求内容として、請求書に「(株)市原組に対する債権回収の再精査と、十分な回収措置を行うこと。また債権回収の最終権限者である市長および業務を怠った担当職員に対し、債権相当額（損害請求額 - 55,009,178 円 + 遅延損害金）の損害賠償を請求すること。」と記載しているが、仮に新市原組又は旧市原組の清算人から債権を回収できた場合には、市長等に対し求めるべき損害は発生しないため、「新市原組又は旧市原組の清算人から旧市原組に対する債権を回収すること。仮に回収できない場合は、市長等から債権相当額の損害賠償を求めること。」と整理した。

そこで、新市原組又は旧市原組の清算人に対して、損害賠償請求権を行使することができるか否かについて検討する。

(2) 新市原組に対する損害賠償請求について

まず、新市原組に対する損害賠償請求についてであるが、請求人は、陳述において、市は、新旧市原組（旧市原組及び新市原組の両社をいう。以下同じ。）について法人格否認の法理を全く検討していないと主張している。

確かに、清算人は、昭和54年4月に旧市原組の代表取締役に就任し長くその職にあったが、平成15年3月にその子が代表取締役に就任し、さらに平成16年2月（営業譲渡の約20日前）に清算人が代表取締役に復帰するなど、旧市原組は代表取締役に親子が交互に就任していたことがあり、また、営業譲渡先の北

総建設は、平成１２年の設立以来清算人の子が代表取締役を務めており、営業譲渡時の双方の代表取締役は親子関係にあったほか、営業譲渡前の旧市原組と北総建設（新市原組）の取締役はその多くが重複している。

当該営業譲渡の理由としては、旧市原組の平成１６年３月１０日付臨時株主総会の議事録において「当社は、今後の事業の発展と経営体制の充実強化を図るなどの営業上の理由」とし、また、平成１７年の２月に受領した民間調査会社報告書においても、「当社の若返りとイメージアップを図るため」とされているが、いずれも一般には理解しにくい理由であり、さらに、旧市原組は営業譲渡の僅か１０日後には解散の決議をしている。

また、新旧市原組の法人登記簿上の住所は同一である。

したがって、新旧市原組は密接な関係にあり、両社の間で行われた営業譲渡は意図的なもので、新旧市原組は一体的な会社であると認められるから、法人格否認の法理が適用されるものとする。

そこで、法人格否認の法理を適用し、新市原組に対し民法第７０９条に基づき談合を不法行為とする損害賠償請求を行うことが考えられるが、当該損害賠償請求権については、民法第７２４条で被害者が損害及び加害者を知った時から３年の消滅時効期間が定められており、本件損害賠償請求では、市が損害及び加害者を知った日が問題になると考えられるので、この点について検討する。

民法第７２４条に定める「損害及び加害者を知った時」とは、「被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度に損害及び加害者を知った時を意味するもの」と解されている（昭和４８年１１月１６日最高裁判決）。

上記判例に照らして、市の「損害及び加害者を知った時」を検討すると、それは、市が旧市原組の談合行為を証明し、損害賠償請求権を行使し得る程度に当該談合行為が判明した時であると考えられるが、談合は、被害者である発注者に秘密裏に行われるものであり、談合の事実を市が独自に立証することは極めて困難である。

したがって、談合による損害賠償請求権を行使し得る程度に損害及び加害者を知るとは、談合を行ったとする加害者がこれを認め争わない場合、又は争った場合に被害者が公正取引委員会の審決等訴訟に耐え得る証拠を入手したときを言い、本件においては、旧市原組が課徴金納付命令の審判手続中に談合の事実を認めた供述調書の信用性を争っていることから、当該審判が確定し本件記録の謄写が入手可能な状態になったときに、市は損害賠償請求の提訴が可能な状態になったと言え、そうすると、市が「損害及び加害者を知った時」とは、旧市原組に対する課徴金納付命令の審決が確定した平成１７年７月２５日以降であると解するのが相当である。

これに加えて、消滅時効の到来していない理由としては、営業譲渡が行われたのは、課徴金の納付命令の後であり、市の損害賠償請求の半年前であったことが

ら当時は判然としなかったところであるが、市の委託した民間調査会社の報告書や各種資産調査からすると、当該譲渡や旧市原組の清算手続は、旧市原組を新市原組に包括的に承継させるために意図的に行われたものと判断できるに至ったというべきであり、市が、法人格否認の法理により、旧市原組に代わり、新市原組が責任を問われるべき者（加害者）であると知り得たのは、民間調査会社の報告書を受領した平成17年2月15日以降と解するのが相当である。

以上により、市が新市原組を加害者であると知ったのは平成17年2月15日以降であり、更に新市原組に対し提訴が可能な程度に損害賠償請求権を行使し得る状態になったのは平成17年7月25日以降であることからすると、少なくとも平成20年2月15日以前には、民法第709条に基づく損害賠償請求権の時効は未だ到来していないこととなり、新市原組に対し損害賠償請求を行うことは可能である。

（３）旧市原組の清算人に対する損害賠償請求について

次に、旧市原組の清算人に対する損害賠償請求についてであるが、請求人は、清算人が平成17年3月1日付けで行った債権放棄が、市の旧市原組に対する損害賠償請求権の行使を妨げたのであり、不法行為であると主張している。

会社法（平成17年法律第86号）第481条では、清算人の職務として、「債権の取立て及び債務の弁済」を行うことと規定されている。清算人は、平成16年10月26日付市から損害賠償請求を受けていたところであるが、例えば債権放棄ひとつを取り上げても、３種類約１億4,200万円にのぼる未収金、仮払金及び貸付金の債権を有していながら、これらを放棄しており、その点については、市が２度目の事情聴取を行った平成17年3月16日に同年3月1日付けで未収金等の債権を放棄した旨説明し、後日に3月16日付内容証明郵便による債権放棄通知書の写しを提出するなど、上記規定に反するのではないかという疑いがある。

さらに、会社法第511条第2項（旧商法第431条第2項）では、「清算株式会社に債務超過の疑いがあるときは、清算人は、特別清算開始の申立てをしなければならない。」と規定されている。清算人は、市の損害賠償債務や公正取引委員会の課徴金債務を確定させた場合には、債務超過に陥っていた可能性があり、上記規定に基づく申立てを行う必要があったのではないかと考えられる。

清算人の第三者に対する損害賠償責任については、会社法第487条第1項（旧商法第430条第2項（旧商法第266条の3第1項の役員等の第三者に対する損害賠償責任の準用規定））において、「清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定されており、当該規定に基づき、清算人が行った債権放棄や債務超過に陥ったか否かについての問題の対応については、悪意又は重大な過失があり、市は損害を被ったとして、清算人に対し損害賠償請求することができると思う。

したがって、市は、上記のとおり損害を被っていると考えられるため、同法第487条第1項の規定に基づき、清算人に対し損害賠償請求をすることが可能である。

なお、清算人の第三者に対する損害賠償責任の時効は、役員等と同じく民法第167条第1項に規定する10年である。

(4) 債権の管理を怠る事実

旧市原組に対する損害賠償請求は、多くの業者により談合が行われた事案の一部であり、市が平成16年10月に78社に対し行った損害賠償請求について、倒産した業者等を除く74社が損害賠償請求に応じ、和解のうえ賠償金を支払っている中で、旧市原組は談合の事実を否定し、責任をとることなく清算を結了したものである。

確かに、本件損害賠償請求は、請求対象者が営業を譲渡し、清算会社となったことから、市においてその資産を把握することが困難であったと考える。

しかし、市の被った損害は談合行為に基づくもので、その金額は高額であり、また、他の業者との公平性を確保するためにも、賠償請求の必要性は高かったものとする。

そうであれば、旧市原組に対する公正取引委員会の審決が確定し、関係書類を入手した段階において、市は独禁法第25条に基づく損害賠償請求訴訟を提起すべきものであったし、仮に提訴しないのであれば、同法に基づく損害賠償請求の時効完成前に自治法施行令第171条の5の徴収停止処分をして、その判断の責任を明確にすべきであったのに、そうした決裁をした事実もなく、また、議会への報告もなされていない。

したがって、監査対象部局が旧市原組に対する損害賠償債権の回収に向けて努力をしてきたことは認められるが、旧市原組の新市原組に対する営業譲渡が意図的であり、新旧市原組の一体性が認められるところから、法人格否認の法理により新市原組に対し、また、会社法により清算人に対し、それぞれ請求を行うことが可能であると考えられることから、市が請求権を行使せずにいることは債権の管理を不当に怠っていると言わざるを得ない。

(5) 監査請求期間について

なお、本件監査請求について監査対象部局が請求期間の徒過を主張しているののでこの点について付言する。

自治法第242条第2項では、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しているが、財産の管理を怠る事実については、1年の請求制限の適用はないとされている（昭和53年6月23日最高裁判決）。

この点について、最高裁判所は、監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、

無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として自治法第242条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当であるとしている（昭和62年2月20日最高裁判決）。

しかしながら、本件監査請求については、上記で述べたとおり、民法第709条又は会社法第487条第1項の規定に基づく損害賠償請求権の時効が未だ到来していないことから、請求期間の徒過の問題は生じていないものである。

4 結論

以上のとおりであるから、本件監査請求には理由があるものと認め、自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

市は、民法第709条に基づき新市原組に対し、また、会社法第487条に基づき旧市原組の清算人に対し、平成20年2月15日までに損害賠償請求を行うこと。